

食料供給困難事態対策法案に対する修正案 対照表

○食料供給困難事態対策法案(抄)

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針(第三条)</p> <p>第三章 特定食料等の需給状況に関する報告の徴収(第四条)</p> <p>第四章 食料供給困難事態対策本部(第五条―第十四条)</p> <p>第五章 食料供給困難事態対策(第十五条―第二十条)</p> <p>第六章 雑則(第二十一条・第二十二条)</p> <p>第七章 罰則(第二十三条)</p> <p>附則</p> <p>第七章 罰則</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十五条第二項(第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に違反して、届出をしなかった者</p> <p>二 第十五条第三項(第十六条第二項、第十七条第二項及び第十</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針(第三条)</p> <p>第三章 特定食料等の需給状況に関する報告の徴収(第四条)</p> <p>第四章 食料供給困難事態対策本部(第五条―第十四条)</p> <p>第五章 食料供給困難事態対策(第十五条―第二十条)</p> <p>第六章 雑則(第二十一条・第二十二条)</p> <p>第七章 罰則(第二十三条・第二十四条)</p> <p>附則</p> <p>第七章 罰則</p> <p>第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第二項(第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に違反して、届出をしなかったとき。</p> <p>二 第十五条第三項(第十六条第二項、第十七条第二項及び第十</p>

八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしなかった者

三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

附則

八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしなかったとき。

〔新設〕

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十四条 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、特定食料等の備蓄に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2| 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第二条 [新設]

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。